

令和 3・4 年度地域若者サポートステーション事業委託要綱

(通則)

第 1 条 令和 3・4 年度地域若者サポートステーション事業(以下「委託事業」という。)の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第 2 条 委託事業は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

(委託事業の内容)

第 3 条 委託事業の目的を達成するため、受託者は、以下の事業を実施するものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 若年無業者等集中訓練プログラム事業 (一部のサポステにおいて実施)

(委託先)

第 4 条 三重労働局長(以下「委託者」という。)は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち、競争入札に参加し落札した者(以下「受託者」という。)に、委託するものとする。

(特定の技術等)

第 5 条 第 3 条に規定する本事業の実施内容に必要な特定の技術等は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条で掲げる事業について実施できること。
- (2) 事業の遂行に必要な者の確保・配置など、必要とする体制を有し、契約締結後、直ちに事業を実施できること。

(委託事業実施計画書の提出)

第 6 条 受託者は、落札決定日から 14 日以内に「委託事業実施計画書」(別添 1)を委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する「令和 3・4 年度地域若者サポートステーション事業委託契約書」(別添 2)(以下「契約書」という。)第 13 条第 2 項の書類を併せて提出するものとする。

(委託事業実施計画書等の審査及び契約の締結)

第7条 本事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

2 委託者は、前条による委託事業実施計画書を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官三重労働局総務部長が、遅滞なく受託者と契約を締結するものとする。また、受託者が再委託を希望する場合は、契約書第12条第2項の承認を必要とするものとする。

(別添1)

令和 年 月 日

委託事業実施計画書

住 所
受 託 者
代 表 者 印

1 委託事業の名称

令和3・4年度地域若者サポートステーション事業

(調達番号：●● 名称：●●地域若者サポートステーション)

2 委託事業の目的・内容

(1) 目的

若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、「地域若者サポートステーション」において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

(2) 内容

「令和3・4年度地域若者サポートステーション事業委託要綱」に基づく事業の実施

3 委託事業を行う場所

対象地域：

相談支援窓口所在地：

4 委託事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 実施計画の内容

(1) 委託事業実施計画

別紙1「令和3・4年度地域若者サポートステーション事業 実施計画」のとおり。

(2) 所要経費 金

円

別紙2「令和3・4年度地域若者サポートステーション事業 積算内訳明細」のとおり。